

平成25年第12回（12月）  
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成25年12月5日(木)  
開会10時00分 閉会10時35分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 2名

出席委員の氏名

是木 輝義 賀部 正直  
瀬口 勝美 豊田 和義  
和才 直俊 石丸 茂信

土屋 豊一 恒成 一治  
守口 正典 若山 清敏  
高原 孝幸 是木 則幸

出席委員の氏名 奥家 信弘  
欠席委員の氏名 矢頭 道雄 岡 万寿夫

4. 付議事項

議案第25号 農地の賃借料情報の公表について

議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告事項 農地法第5条の規定による許可取消申請書について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 大塚 和己、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。 それでは、ただ今より平成25年第12回総会を開催いたします。本年最後の総会となりますが、よろしくお願いたします。 なお、本日は矢頭委員及び岡委員より都合により欠席の連絡をいただいておりますので委員13名での開催となります。 それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	委員の皆さんおはようございます。 12月になりました。本年最後の委員会です。本日はお寒い中ご

<p>事務局</p>	<p>出席いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今より平成25年第12回12月の総会を開催いたします。</p> <p>まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には瀬口委員、守口委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。「議案第25号 農地の賃借料情報の公表について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>「議案第25号 農地の賃借料情報の公表について」です。先ず1ページをご覧ください。この案件は、農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を提供するため、平成25年1月から11月までに締結された賃貸借における賃借料水準を公表するもので、役場前掲示板への公告、1月号広報及び町ホームページへの掲載を予定しています。</p> <p>(公告内容、広報掲載文を資料に沿って朗読)</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>
<p>是木会長</p> <p>各委員</p> <p>是木会長</p>	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案25号につきまして承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p> <p>是木会長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第25号については承認することとし、本日付けにて公告するとともに、1月号広報及び町のホームページにも掲載することとします。</p> <p>つづいて、「議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>この件につきましては、〇〇〇〇〇〇に関する事案となりますので農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>「議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。5ページをご覧ください。</p> <p>この案件は、昭和51年4月の委員会へ細則3条（耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全、若しくは利用の増進のためまたはその農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合）の届出により農舎を建築したものです。今回宅地への転用を行うための4条申請となります。</p> <p>申請農地：吉富町大字土屋279番地 田 186㎡</p>

	<p>申請人：吉富町大字土屋〇〇〇番地〇 〇. K</p> <p>転用理由：宅地への転用</p> <p>(その他議案内容朗読及びP 6 から P 1 1 説明)</p> <p>この農地は、当初から農業振興地域に入っていない農地で、農地区分についても近隣が宅地化されているので、宅地化の状況が著しい区域に近接し、かつ10ha未満の農地であることから第2種要件の農地であると判断されます。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の土屋委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
土屋委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。排水についても、雨水排水のみのことですし、水路に排水を流すので問題ないと思われれます。</p>
是木会長	<p>土屋委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
是木会長 事務局	<p>昭和51年に農舎ということで届出があったんですね。</p> <p>その当時は、農業を行っていて農舎を建築しましたが、今現在は農業を行ってなく、また、建築年数も大分経過しているため、今後は改修の必要性もあることから今回転用申請になっています。</p>
是木会長 各委員	<p>その他何か発言のある方はいませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第26号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、「議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」に関しましては承認することと決めます。</p>
	<p>では、議事参与の制限により、退室をお願いしておりました〇〇〇〇〇〇には入室、着席をお願いします。</p>
	<p>次に報告事項が3件あります。先ず最初に「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>12ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。</p> <p>番号1ですが、HさんとTさんの平成20年6月からの6年間の利用権です。貸手のHさんの都合による合意解約です。</p> <p>次に番号2ですが、HさんとMさんの平成21年6月からの6年間の利用権です。貸手のHの都合による合意解約です。</p> <p>最後に番号3ですが、M. YさんとM. Nさんの平成23年11月からの3年間の利用権です。借手のM. Nさんの都合による合意解約です。</p>

是木会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。
各委員	(質疑なし)
是木会長	続きまして、報告事項の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」であります。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	13ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」です。 この案件は、相続によって土地を取得したという案件です。O.Yさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。
是木会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。
各委員	(質疑なし)
是木会長	続きまして、報告事項の「農地法第5条の規定による許可取消申請書について」であります。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	14ページをご覧ください。「農地法第5条の規定による許可取消申請書について」です。(以下P15からP17説明) この案件は、平成2年7月23日に県知事より住宅建築の許可をされた案件ですが、今回申請を取消して3条申請による農地での売買を計画しているそうです。この案件は、既に県へ許可書の返却と併せ進達しているもので、今回報告させていただきました。
是木会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。
各委員	(質疑なし)
是木会長	本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？
事務局	P18をご覧ください。県農業会議より農業委員等の綱紀粛正の文書が来ていますのでよろしくをお願いいたします。 それと、農業委員手帳及び農業活動日誌を配布しますのでご活用ください。
瀬口委員	農業委員の先進地研修についての提案あり。
事務局	今後検討。
各委員	(その他各地区内での情報交換)
是木会長	その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	予定どおり、1月20日(月)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
各委員	(異議なし)
是木会長	それでは、これをもちまして平成25年第12回総会を閉会いたします。皆様、よいお年をお迎えください。
	10時35分 閉会